

第 7 回 緑区中山町住居表示検討委員会 要旨

日 時	平成 29 年 3 月 14 日（火）午後 3 時～午後 3 時 55 分
開 催 場 所	中山町自治会館
出 席 委 員	検討委員：相原会長、齋藤(宏)副会長、古内委員、野末委員、 田島委員、杉本委員、齋藤(利)委員、本多委員、 岩間委員、加藤委員、臼井委員、丸山委員、 石井(初)委員、永岡委員、小川委員、高木委員、 高橋委員、宮崎委員、佐々木委員 事務局：市民局 関係長 他
欠 席 委 員	砂金委員、中藤委員、黒野委員、石井(雅)委員
開 催 形 態	公開（傍聴人 1 人）
議 事	・新町名アンケートの内容について ・寺山町 A エリアへの新町名アンケート配付方法について
決 定 事 項	・新町名アンケートの内容

議 事	
【事務局】	1 新町名アンケートの内容について (資料 1－1、資料 1－2)に沿って説明) 新町名アンケートについて、前回の検討委員会でいただいた御指摘を反映させましたので、改めて確認をお願いします。前回からの修正点は、赤い点線で囲ってある部分です。 ＜主な修正点＞ ・案 1 を「中山北・南〇丁目」から「中山〇丁目」に変更し、 案 2 を「中山〇丁目」から「中山北・南〇丁目」に変更 (最初に町名が 1 つとなる案を提示し、その後 2 分割する案を記載するという流れが自然であるという意見があったため) ・町名の回答方法をハガキのみに変更 (インターネットでは回答を受け付けないこととしたため) ・意見をインターネットで募集している旨の文言を追加 (インターネットで広く意見募集すべきという意見があったため) ・中山町区域図に実施年度の記載を追加／B C 地区の記載を削除 (実施年度が決定したため／B C 地区を住居表示実施対象としないこととしたため)
【委員】	あくまでアンケートは意見を聞くものであって、多数決ではなく、最終的には検討委員会で町名案を決めていくということによろしいですか。

【事務局】	はい、おっしゃる通りです。新町名アンケートの結果を検討委員会で共有させていただいた上で、検討委員会で最終的な町名案を決定することになります。 ただ、多数決ではないのですが、アンケートで多数派ではなかった町名を採用する場合は、その理由の説明が必要になるかと思います。
【委員】	2年かけて住居表示を実施しますが、2年に分けることで、「丁目」の順番の検討に何か影響はありますか。
【事務局】	「丁目」の順番については、中山町地区全体として考えますので、実施が1か年計画でも2か年計画でも、影響は特にありません。今回、1年目の実施を予定している地区だけではなく、中山町地区全体を新町名アンケートの対象としようとしている理由も、中山町地区を一体的に検討していきたいと考えているからです。 2か年計画の1年目に「一丁目」を実施するのが望ましいとは思いますが、中山町地区の住居表示がすべて終わった後のことを見据え、場合によっては、例えば「三丁目」の住居表示を先に実施し、2年目に「一丁目」を実施する可能性はあります。
【会長】	アンケートの内容は事務局案のとおりでよろしいですか。
【一同】	(賛成の意)
【事務局】	それでは、アンケート用紙の色や配付日程等は、追って皆様に御連絡します。
【事務局】	2 寺山町Aエリアへの新町名アンケート配付方法について (資料2-1に資料2-2に沿って説明)
	新町名アンケートは、中山町地区全体の住居表示実施を見据え、平成29年6月頃に実施する必要があります。 一方、寺山町Aエリアについては、住居表示実施対象に含めるかどうか、今後時間をかけて検討していくこととなっていますが、事務局としては、中山町だけではなく、住居表示実施の可能性があるAエリアも併せて新町名アンケートの対象としたいと考えています。 そこで、Aエリアにどのような手順で新町名アンケートを配付するか、皆様に意見をお伺いします。 <事務局案> 1 寺山町Aエリア及び中山町★エリアへ住居表示に関する説明会を実施 以前、住居表示検討開始のチラシを配付した時に、寺山町の住民の皆様は趣旨がうまく伝わらなかったことがありましたので、今回は混

	乱を未然に防ぐため、アンケート配付前にあらかじめ説明会を開催したいと考えています。説明会開催については、Aエリアにお住まいの皆様、事業者の皆様に加え、地権者の皆様にもお知らせします。 説明会の日程や回数、会場等については、事務局と、中山町自治会、寺山町自治会、中山商店街協同組合とで調整させていただければと思います。 2 寺山町Aエリア及び中山町★エリアに配付するアンケート用紙に、アンケート配付に関する説明資料を添付 Aエリアと★エリアは、今後の検討状況によっては、住居表示の実施対象とならない可能性があります。そこで、アンケート配付の趣旨を説明するため、Aエリアと★エリアに配付する新町名アンケート用紙には、資料2-2を添付したいと考えています。
【委員】	資料2-1に「Aエリアは住居表示とならない可能性があります」と書いてありますが、どのような場合が考えられますか。住民が反対すれば住居表示は実施しないのですか。住んでいる人の意見を尊重しないといけないと思いますが。
【事務局】	賛成・反対の多寡で住居表示の方針を決めるわけではありません。近隣の町を含め、中山町地区全体を俯瞰していただき、どのようにまちづくりしていくか、という観点で、検討を進めていただきたいと思います。
【委員】	Aエリアの住民は、アンケート用紙を突然配られても困るのではないですか。
【事務局】	はい、そう考えましたので、先ほどの説明のとおり、説明会の実施や、アンケートへの添付資料を提案しました。
【会長】	平成28年12月20日(火)に、寺山町自治会役員に住居表示について説明する場がありましたが、Aエリアの方は出席していましたか。
【委員】	Aエリアの役員はいませんでした。
【会長】	つまり、Aエリアには住居表示の話は伝わっていないということですね。
【委員】	そうなります。
【委員】	Aエリアの西側の道路を町境とするのは、住民感情的に難しそうな

	ので、三菱東京UFJ銀行の横の道を町境とした方が良いのではないですか。
【事務局】	以前からお伝えしているとおり、その道には一部私道が含まれています。私道は、将来的に地権者の都合で道路がなくなってしまう可能性がありますので、町境とすることは難しいという状況です。
【委員】	私はAエリアに住んでいますが、Aエリアの住民は、検討委員会での検討結果が納得できるものであれば従う、という認識を基本的には持っていると思います。 ただ、寺山から中山に変わった場合に、自治会や学区のことなど、心配な部分が色々ありますし、心情的に納得がいかない部分もあるかと思います。ですから、ただ紙を配るだけではなく、まずは地域に足を運んで説明していただき、丁寧に時間をかけて説明していただくことが大切だと考えます。また、Aエリアの住民に、必ず説明会に出席するよう周知徹底していただくことも必要だと思います。
【事務局】	仮に町名が中山に変わったとしても、自治会の移籍は強制されませんし、学区も変わらないのですが、そういったことがAエリアの皆様に伝わっておらず、御不安な状況なのだと考えています。住居表示の趣旨等を地域の皆様に説明する場を、改めて設けさせていただければと思います。
【委員】	商店街としての意見を申し上げます。 事業所は、印刷物をまとめて作製していますし、登記の変更も必要になります。新住所が早めに通知されるのであれば、おおむね住居表示には賛成の意見が多いと思います。
【会長】	説明会を開催するとなると、あらかじめ説明会について周知するためのチラシを配付することになりますか。
【事務局】	はい、説明会については、チラシでお知らせしたいと考えています。
【委員】	説明会は、2～3回は実施した方が良いのではないですか。
【会長】	日時や会場等については、検討委員会が終わった後に、事務局と自治会・商店街で相談しましょう。 説明会については、実施する方向ということでよろしいでしょうか。
【一同】	(賛成の意)

【副会長】 【委員】 【副会長】 【会長】 【事務局】 【委員】 【会長】	(報告事項) 新治中部地区連合自治会定例会での報告事項について 平成 29 年 2 月 24 日に、新治中部地区連合自治会定例会がありました。中山町住居表示検討委員でもいらっしゃる、岩間連合自治会長から、中山町に続いて、寺山町及び台村町でも住居表示実施について検討してみてもどうかという提案がありました。住居表示実施により住所が整理されれば、自治会活動をより円滑に進められるようになるのではないか、また、隣接の中山町まで住居表示を実施したのに、寺山町と台村町がそれに続かないのはなぜか、という声も地域から上がってくるのではないか、というお話でした。 岩間委員から、何か補足事項はありますか。 緑区で「〇〇町」という町名が残っているところは、人口が少ない地域がほとんどですね。 ですから、中山町で住居表示を実施するのであれば、比較的人口の多い寺山町や台村町も中山町の流れに乗っていただいて、わかりやすい住所にしていきたい、みんなで仲良くまちづくりをしていきたい、というのが、連合自治会長としての私の願いです。 ありがとうございました。 住居表示は長期にわたる事業です。もし寺山町や台村町で住居表示の検討を開始する場合は、先行実施する中山町としても、支援させていただければと思っています。 事務局から何か補足事項はありますか。 住居表示によって住所が整理されると、緊急車両が到達しやすくなるなどのメリットがあります。より良いまちづくりのため、行政としても積極的に支援させていただければと思いますので、是非ご検討いただければと思います。 Aエリアを住居表示実施対象としない場合、中山町★エリアでは住居表示を実施できないということですよね。 将来、寺山町地区で住居表示を実施することになった場合、寺山町側でも今回の★エリアのような状態が発生してしまうと思います。そういった部分を念頭において、検討を進めていかなければならないと感じました。 ありがとうございます。他に御意見はありますか。 特になければ、本日の検討委員会はこれで終了します。
--	--

	(議題外) 次回以降の検討委員会について < 第 8 回検討委員会 > ・ 日時：平成 29 年 5 月 16 日(火) 午後 3 時から ・ 場所：中山町自治会館 ※ 4 月は開催しない < 第 9 回検討委員会 > ・ 日時：平成 29 年 6 月 13 日(火) 午後 3 時から ・ 場所：中山町自治会館
資 料	資料 1－1 (素案)新町名アンケート 資料 1－2 (参考)第 6 回検討委員会で決定した町区域案について 資料 2－1 寺山町 A エリアへの新町名アンケート配付方法について 資料 2－2 (素案)新町名アンケート添付資料(A エリア・★エリア用)